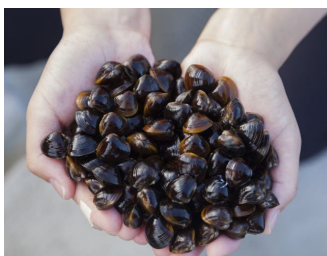


北海道の「しりうちにら北の華」ほか3産品が 新たに地理的表示(GI)として登録されました！

～ 地理的表示(GI)保護制度開始 10 周年！～

○農林水産省は、しりうちにら北の華(北海道)、宍道湖産ヤマトシジミ・宍道湖しじみ(島根県)、沖縄黒糖(沖縄県)を新たに地理的表示(GI)として登録



1. 概要

地理的表示 (GI) 保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等を有する農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するもので、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律 (地理的表示法)」(平成 26 年法律第 84 号) の施行から、令和 7 年 6 月で 10 周年を迎えました。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取を経て、令和 7 年 11 月 17 日 (月曜日) に、地理的表示法に基づき、次の産品を地理的表示として登録しましたので、お知らせします。

なお、今回の登録により、日本国内の GI 登録産品は 164 産品になりました。

2. 地理的表示法に基づき新たに登録された特定農林水産物等

名称	登録生産者団体	生産地 (都道府県名のみ)
しりうちにら北の華	知内町ニラ生産組合	北海道
宍道湖産ヤマトシジミ・ 宍道湖しじみ	宍道湖漁業協同組合	島根県
沖縄黒糖	沖縄県黒砂糖協同組合	沖縄県

3. 地理的表示及び GI マークについて

登録された産品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せて次の GI マーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができます、地理的表示産品であることの証となります。



4. 参考

地理的表示（GI）保護制度～登録産品一覧～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html

地理的表示（GI）保護制度～地理的表示及び GI マークの表示について～

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html

<添付資料>

地理的表示（GI）保護制度に基づく新たな登録産品



お問合せ先

輸出・国際局知的財産課

担当者：地理的表示企画・推進チーム

代表：03-3501-8111（内線 4284）

ダイヤルイン：03-6744-2062